

歯科衛生士・歯科技工士業務従事者届 Q&A集（令和6年版）

業務従事者届の届出について		
番号	質問	回答
1	届出は必ず行わなければならないのですか。	<p>令和6年12月31日現在で、歯科衛生士・歯科技工士として業務に従事している場合は、令和7年1月15日（水）までに届け出る必要があります。</p> <p>休暇中・休職中・産休中・育児休業中の方も、雇用関係がある場合は、届け出なければなりません。</p> <p>なお、退職等により業務に従事していない場合は、届出は不要です。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>法律に基づき届け出ることが義務付けられており、違反した者には30万円以下の罰金が課せられることになっています。（歯科衛生士法第6条第3項、歯科技工士法第6条第3項）</p>
2	届出は、オンラインと紙のどちらも行う必要がありますか。	<p>どちらか1つの方法で、1人につき1回、届出を行ってください。</p> <p>オンラインによる届出は、従事先の医療機関等でとりまとめているただいたうえで、厚生労働省の「医療従事者届出システム」を用いて行うこととなります。当該システムのアクセス方法や操作マニュアル等については、厚生労働省の専用サイトをご覧ください。</p> <p>&lt;参考&gt;厚生労働省専用サイト  <a href="https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/index.html">医療従事者届出システム</a>  <a href="https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/index.html">https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/index.html</a></p>

3	オンラインで届け出るメリットは何ですか。	<p>メリットは、次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。また、自分の届出内容をいつでも閲覧することができます。</p> <p>他にも、事務担当者の方は、紙媒体の配布、回収及び提出等の手間を省くことができます。さらに、厚生労働省の専用サイトによって、各職員等の届出の進捗状況をいつでも把握することができます。</p>
4	現在、歯科衛生士・歯科技工士として働いていない場合、届出は必要ですか。	令和6年12月31日現在で、業務に従事していない場合は、届出は不要です。
5	施設には、届出が必要な対象職員がいませんが、届出に係る案内が送付されました。届出を行う必要はありますか。	<p>対象職員がいない場合は、届出は不要です。各施設における対象職員の把握に努めていますが、正確に把握することが困難であるため、対象職員がいる可能性のある施設全てに送付しています。</p> <p>ご理解いただきますようお願いします。</p>
6	届出票が、対象職員の数より多く届きました。不要な分は返却する必要がありますか。	各施設における対象職員数を正確に把握することが困難であるため、県から送付する届出票の枚数が多くなる場合があります。不要な分は返却不要ですので、破棄していただいて構いません。
7	届出に係る案内が複数届きました。どういうことですか。	<p>病院台帳や介護施設台帳等をもとに送付先リストを作成しており、施設によっては、重複する場合があります。</p> <p>ご理解いただきますようお願いします。</p>
8	届出票が足りません。足りない分は送ってもらえますか。	各施設における対象職員数を正確に把握することが困難であるため、県から送付する届出票の枚数が少ない場合があります。届出票が不足する場合は、コピーまたは三重県ホームページからダウンロードしていただくか、オンラインによる届出をご検討ください。

		<p>&lt;参考&gt;三重県ホームページ  <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/KENFUKU/HP/m0065300014.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/KENFUKU/HP/m0065300014.htm</a></p>
9	届出に係る案内が届きませんでした。届け出なくてもよいですか。	<p>各施設における対象職員数を正確に把握することが困難であるため、送付漏れが生じる場合があります。歯科衛生士・歯科技工士の免許を持ち、令和6年12月31日現在で、歯科衛生士・歯科技工士として業務に従事している方は、法律に基づき届出が必要ですので、三重県ホームページをご確認のうえ、届出をお願いします。</p> <p>&lt;参考&gt;三重県ホームページ  <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/KENFUKU/HP/m0065300014.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/KENFUKU/HP/m0065300014.htm</a></p>
10	県内で就業していますが、県外に住んでいます。紙による届出の場合、提出先は「就業地」を管轄する保健所となっていますが、「住所地」を管轄する保健所でもよいですか。	紙による届出の場合、届出票は、「就業地」を管轄する保健所に提出いただきますようお願いいたします。
11	複数の施設で勤務しています。それぞれの施設から届出票を一枚ずつ渡されたのですが、両方とも提出しないとイケませんか。	届出は、1人につき1回、主たる業務従事状況等を届け出てください。勤務している施設全ての分の届出は不要です。
業務従事者届の届出の対象者について		
番号	質問	回答
12	歯科衛生士免許を持っていますが、ケアマネジャーとして勤務しています。届出は必要ですか。	歯科衛生士として勤務していないので、提出不要です。
13	介護福祉士として勤務していますが、歯科衛生士免許を持っており、月に数日程度歯科衛生士として仕事をしています。届出は必要ですか。	歯科衛生士としての届け出が必要です。

届出票の書き方について		
番号	質問	回答
14	結婚により姓が変わりました。免許証が旧姓のままなのですが、どうしたらよいですか。	戸籍に登録されている名前を記入してください。
15	籍に登録している氏名は旧字体（例：瀧澤）ですが、通常は新字体（例：滝沢）を使用しています。届出票に新字体で記入してよいですか。	戸籍に登録されている名前を正確に記入する必要がありますので、旧字体（例：瀧澤）で記入してください。
16	現住所と住民票の住所が違うのですが、どちらを書いたらよいですか。	現住所（令和6年12月31日現在に住んでいる住所）を記入してください。住民票と違っていても構いません。
17	免許証を紛失し、免許番号等がわかりません。	一般財団法人歯科医療振興財団へ再交付申請の手続きを行ってください。 （歯科衛生士） <a href="http://www.dc-training.or.jp/touroku1.html">http://www.dc-training.or.jp/touroku1.html</a> （歯科技工士） <a href="http://www.dc-training.or.jp/touroku2.html">http://www.dc-training.or.jp/touroku2.html</a> ※提出期限までにわからない場合は、免許番号は空欄として、末尾の備考欄に「免許証再交付申請中」と記載して提出してください。
18	登録年月日の欄は、どの日付を書いたらよいですか。最初に免許を受けた日ですか、それとも、再交付年月日ですか。	登録年月日は、「最初に免許を受けた日」です。再交付年月日ではありません。
19	グループホーム等選択肢に記載のない介護保険施設で勤務しています。どれを選択したらよいですか。	介護保険法に基づく施設で勤務する方は、選択肢に記載がない場合、「介-護保険施設等」の「その他」を選択してください。
20	現在、育児休業中ですが、育児休業中も届け出る必要がありますか。	育児休業中の方も届け出る必要があります。